

令和3年第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和3年6月11日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所庁舎 6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫  
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義  
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲  
村木 多藏 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子  
梶下 信孝 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 小河 先  
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎 ・ 栞原 修司  
神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美  
戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男  
眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三  
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	伊佐治伸一
主査	吉村 雅子	主査	高橋 伸和
主任主事	片岡 美晴	主任主事	佐藤 優希
主事	小野寺亜美	主事	宮田 直弥

議 事

- 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和3年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は19名中19名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いいたしたいと思います。

議席番号10番河田均委員、議席番号11番舘林朋子委員、御両名様、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も御意見や御質問がございましたら御遠慮なく御発言をいただきたいと思います。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、使用貸借による権利の設定が2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治  
副主幹

それでは、議案第34号について御説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請でございます。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものでございます。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものでございます。

3番、西郷地区の申請は、解除条件付き使用貸借による権利の設定で、農業経営を開始する使用借人へ田を貸し出すものでございます。

4番、七郷地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものでございます。

3ページをお願いします。

5番、6番は、芥見地区の申請です。

5番の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を拡大する使用借人へ、畑を貸し出すものです。

6番の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものでございます。

7番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものでございます。

8番、柳津地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものでございます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第34号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、鷲山地区は、河田均委員、お願いいたします。

河田委員

今回申請されました経緯につきましては、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものであります。

申請地ではイチゴの栽培を行うということであります。

受人は熱心に農業に取り組んでおられ、地域の取り組み等も十分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としては問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いいたします。

野々村委員

2番の申請ですが、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5月25日、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人の3名で現地立会いを行いました。

申請地では柿の栽培を行うとのことでした。

地域の取り決めも十分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

3番の申請は、農業経営を開始する借人へ田を貸し出すものです。

5月28日、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地は、水稻を栽培される予定です。

立会いの際、農地を適正に耕作、管理していただくことと、地元の取り決めを守っていただくことを十分に確認をしましたので、許可には問題ないと考えております。

どうかよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、七郷地区は、事務局から説明をいたします。

伊佐治  
副主幹

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものでございます。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことでございました。

以上です。

議長

続きまして、5番、6番、芥見地区は、事務局から説明をいたします。

伊佐治  
副主幹

5番の申請は、使用貸借の権利設定で農業経営を拡大する借人へ、畑を貸し出すものでございます。

申請地付近は畑作地帯で、申請地を借りた後も野菜の栽培を継続するという予定でございます。

5月24日に、農地利用最適化推進委員、申請代理人と共に、現地立会いを行いました。

借人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことでございます。

6番の申請は、売買で農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものでございます。

申請地は受人の住宅の隣地で、申請地取得後も野菜の栽培を継続する予定でございます。

5月24日に、農地利用最適化推進委員、申請代理人と共に、現地立会いを行いました。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことでございます。

以上です。

議長

続きまして、7番、山県地区は、山口貴範委員、お願いいたします。

山口委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
6月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会を行いました。

申請地では、自社用飼料の原料となるトウモロコシなどを栽培される予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

お願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、8番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
3月25日に農地利用最適化推進委員と、事務局職員及び受人と共に現地立会を行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めを承知されており、所有する他の農地も適切に管理していることから、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

議案第34号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

林(明)委員

3番の西郷地区の件でございますが、これは一般の株式会社に対して農業を開始されるということだと思っておりますが、7番のように農地適格法人だと農地を使用できますけれども、この場合は買うのではなくて使用貸借からできるのでしょうか。

伊佐治  
副主幹

お答えいたします。

3番につきましては、借人ですね。これは一般に言う農業法人でございます。

よろしいでしょうか。

林(明)委員

農業法人ですか。

伊佐治  
副主幹

はい、法人名に水産と書いてございますけれども、法人登記等の事業項目には、農業が載っておりますので、農業法人と称します。

この法人につきましては、農地は所有できませんので、今回農地を借りて水稻を始めたいということでございます。

ですので、備考欄に書いてございますが、解除条件付きで、使用貸借の設定に係る契約書を貸人と結んでおります。

例えば、実際に水稻の耕作をしないとか、地元との取り決めを守らずに農業経営をしないとか、そういった場合は使用貸借を解除できるという類のものでございます。

林(明)委員

では、農業法人でなかった場合はできないということですか。

伊佐治  
副主幹

農業法人は農業委員会等が認定したものではございません。

ここでは農地法第3条の申請でございますので、分かりやすいように農業を営む法人ということでお話いたしました。

ですので一般の法人と考えていただいて結構です。

林(明)委員

借り入れはできるということですか。

伊佐治  
副主幹

そうです、備考欄にも書いてございますけれども、解除条件付きとなっております。

解除条件付きとは、御存知の通り農地について耕作等を適正にしていなことが認められたら、この貸借を解除しますといった内容の一文が入った貸借の契約書で結ばれた、貸借による農地法第3条申請でございます。

よろしいでしょうか。

林(明)委員

はい。

議 長

その他、ございませんか。

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第34号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。  
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第35号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

伊佐治  
副主幹

それでは、議案第35号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請でございます。

5ページの総括表を御覧ください。  
今回は、2件、合計1,524平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、方県地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は原則許可できませんが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものでございます。

2番、柳津地区の申請は、建設業資材置場に転用するものでございます。

申請地は、宅地化の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は原則許可できませんが、当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地はなく、その土地を申請者が転用許可申請に係る



事業目的に使用することが可能であるため、許可し得るものでございます。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、31ページに位置図を付けてございます。

周辺図を御覧ください。転用される場所は、境川沿いに位置する柳津町高桑堤外3丁目地内の農地でございます。

4条は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第35号について説明を受けました。

2番、柳津地区の申請は、現地調査を行いました。

それでは、梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

今回の申請は、資材置場として転用するものです。

3月25日に農地利用最適化推進委員と、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

申請地付近の農地について、土砂の流出が無いように管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議案第35号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第35号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転4件、以上を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第36号について御説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表を御覧ください。

今回は4件、合計2,608平方メートルです。

9ページの明細表を御覧ください。

1番、中央地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものでございます。

ここで、中央地区について、耳に慣れない地区の名前だと存じますけれども、旧市街地を指します。

皆様方の農政推進委員会の無い、旧市街地の地区からの申請を中央地区と言っております。

申請地は、宅地化の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、32ページに位置図を付けてございます。

周辺図を御覧ください。転用される場所は、国道156号線北に位置する達目洞地内の農地でございます。

2番、方県地区の申請は、所有権の移転により、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものでございます。

3番、岩地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから許可し得るものでございます。

4番、柳津地区の申請は、所有権の移転により、貸駐車場に転用するものでございます。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、33ページに位置図を付けてございます。

周辺図を御覧ください。転用される場所は、県道31号線の少し西に位置する柳津町上佐波西1丁目地内の農地でございます。

5条許可申請は、以上でございます。

議長

ただいま、議案第36号について説明を受けました。

4番、柳津地区については、現地確認を行いました。

それでは、梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

4番の申請は、貸駐車場に転用するものです。

5月の27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際には申請地付近の農地、水路について、影響が無いように確認しております。許可は問題ないと考えております。

お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

議案第36号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第36号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議 長

ありがとうございました。  
賛成者多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第22号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、事務局の説明を求めます。

伊佐治  
副主幹

それでは、報告第22号について御説明いたします。  
第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。11ページを御覧ください。今回の各地区別の届出は31件、合計55,536.69平方メートルでございました。  
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第23号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について、事務局の説明を求めます。

伊佐治  
副主幹

それでは、報告第23号について御説明いたします。  
13ページを御覧ください。  
市街化区域内農地の耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。  
届出は9件、合計2,532平方メートルです。  
明細は、14ページから16ページです。  
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第24号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、事務局の説明を求めます。

伊佐治  
副主幹

それでは、報告第24号について御説明いたします。  
18ページを御覧ください。  
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。  
届出は44件、合計21,087.75平方メートルでございました。  
明細は、19ページから30ページまでです。  
以上、報告第22号から第24号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年5月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。  
よろしいですか。

議 長

御発言もないようでございますので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 34 分閉会を宣す。